

第 38 号議案

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 6 月 9 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第19条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第23条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第24条第1項中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改め、同項第3号中「行なう」を「行う」に改める。

第46条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第49条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加

える。

第65条及び第67条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第93条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

第93条第3号を削り、同条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改め、同号を同条第3号とする。

附則第11条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項」を「公益法人等（同条第6項から第11項」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項」を「同法第40条第6項から第11項」に改める。

附則第13条を次のように改める。

第13条 削除

附則第13条の2及び第13条の3を削る。

附則第14条の4中「附則第40条の2第1項」を「附則第40条第1項」に改める。

附則第16条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

- 1 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第16条の2に次の1項を加える。

- 5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第30条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第30条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第93条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第36条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第39条第1項中「第19条及び」を「第19条第1項及び第2項並びに」に改める。

附則第39条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第41条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第42条から第43条までを削る。

附則第44条を附則第42条とする。

(芦屋市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 芦屋市市税条例の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「改正規定」の次に「（附則第40条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中芦屋市市税条例第23条及び第24条第1項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中芦屋市市税条例附則第11条の2の改正規定, 附則第42条から第43条までを削る改正規定, 附則第44条を附則第42条とする改正規定及び次条第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中芦屋市市税条例第93条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例(以下「新条例」という。)附則第30条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中芦屋市市税条例第19条第5項及び附則第41条の2の改正規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中芦屋市市税条例第13条, 第46条, 第49条第1項及び附則第30条の改正規定並びに次条第5項, 附則第5条及び第6条(新条例附則第30条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中芦屋市市税条例附則第14条の4, 第39条第1項及び第39条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (7) 第1条中芦屋市市税条例第65条及び第67条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き, 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は, 平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 平成25年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。

2 新条例附則第11条の2の規定は, 平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 平成26年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。

3 新条例附則第14条の4及び第39条第1項の規定は, 平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 平成28年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。

4 新条例附則第39条の2第2項の規定は, 平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き, 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は, 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し, 同日前に開

始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 6 新条例第23条及び第24条第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第16条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第16条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第16条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例附則第16条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第93条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第30条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第30条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の

規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第93条及び新条例附則第30条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第93条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第30条の表 以外の部分	第93条	芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第93条
新条例附則第30条の表 第93条第2号アの項	第93条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第93条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

参 照

芦屋市市税条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 個人市民税

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長することとする。(附則第36条関係)

(2) 法人市民税

法人税割の税率を12.1%(現行は14.7%)とし、課税の特例を適用する際の税率を9.7%(現行は12.3%)とする。

(第23条及び第24条関係)

(3) 固定資産税

ア 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得された公害防止のために設置される施設について、課税標準の特例措置に係る割合を次のとおりとする。(附則第16条の2関係)

(ア) 汚水又は廃液の処理施設 3分の1

(イ) 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 2分の1

(ウ) 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 2分の1

イ 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷蔵・冷凍機器について、課税標準の特例措置に係る割合を4分の3とする。(附則第16条の2関係)

(4) 軽自動車税

税率を次のとおり改正し、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車について、標準税率の概ね100分の20を重課する特例措置を講じることとする。(第93条及び附則第30条関係)

【原動機付自転車、二輪の軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車】

車種区分		標準税率 (年額)	
		改正案	現行
原動機付自転車	50cc 以下	2,000円	1,000円
	50cc 超90cc 以下	2,000円	1,200円
	90cc 超125cc 以下	2,400円	1,600円
	三輪以上で20cc 超 (ミニカー)	3,700円	2,500円
二輪の軽自動車 (125cc 超250cc 以下)		3,600円	2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	1,600円
	その他	5,900円	4,700円
二輪の小型自動車 (250cc 超)		6,000円	4,000円

【三輪以上の軽自動車】

車種区分			標準税率 (年額)		重課税率 (年額)
			改正案	現行	
三輪			3,900円	3,100円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	5,500円	8,200円
		自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	貨物用	営業用	3,800円	3,000円	4,500円
		自家用	5,000円	4,000円	6,000円
	専ら雪上を走行するもの		廃止	2,400円	—

(5) その他所要の規定の整備

3 施行期日

- (1) 2 (1), (3), (5)の規定 公布の日
- (2) 2 (2)の規定 平成26年10月1日
- (3) 2 (5)の規定 平成27年1月1日
- (4) 2 (4)の規定 平成27年4月1日
- (5) 2 (5)の規定 平成28年1月1日
- (6) 2 (4), (5)の規定 平成28年4月1日
- (7) 2 (5)の規定 平成29年1月1日
- (8) 2 (5)の規定 子ども・子育て支援法の施行の日